

農業者の皆様へ

## JA えちご中越 地域農業応援積立金事業

# 農産物の渇水対策支援

農産物の渇水対策として実施した  
費用の一部を支援します。



### 【お問い合わせ先】

最寄りの営農センター・あぐりセンターへ

### 支援対象者

JA えちご中越管内農業者（個人・法人）・農業者によって構成する組織とし、かん水実施面積が以下のとおりであること。

水稲 … かん水実施面積が令和 7 年度水稲作付面積の 30%以上  
または 30a 以上のいずれかであること

園芸 … かん水面積が令和 7 年度園芸作物作付面積 10a 以上であること

### 支援対象経費

渇水対策として実施した以下の購入費・借り上げ料・燃料費とする。

- ①ポンプ車等の借り上げ料      ②ポンプ、発電機の借り上げ料
- ③ポンプ、発電機の購入費      ④ホースの購入費
- ⑤ポリタンク（500L 以上）の購入費
- ⑥ポンプおよび発電機の運転に要した燃料費
- ⑦その他 JA が適当と認めた渇水対策に要した経費

※ただし、販売目的の農産物にかん水した費用とする。

### 支援金額・対象期間・申請受付期限

#### 【支援金額】

渇水対策として実施した購入費・借上げ料・燃料費（税抜価格）の 1/2 以内（千円未満切り捨て、上限 100,000 円）とする。

※なお、各市町村で実施される渇水対策支援を受けた場合は、各市町村に申請した申請書・交付決定通知書の写しを JA に提出し、交付される助成金確認後、残額に対し 1/2 以内（千円未満切り捨て、上限 50,000 円）を助成する。

【対象期間】      令和 7 年 7 月 10 日～9 月 30 日

【申請受付期限】      令和 7 年 10 月 31 日

### 申請方法

申請用紙は、営農センター・あぐりセンターに準備してあります。  
令和 7 年 10 月 31 日までに申請書・必要書類を最寄りの営農センター・あぐりセンターまで提出ください。